

議案第 8 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に改め、同条第3号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同条第5号及び第6号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第6条の4第2号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第7条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

第20条中「第5条第27項」を「第5条第26項」に改める。

第22条の16第1号を削り、同条第2号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条の20第1号中「及び第2号」を削る。

第27条の8第3号中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

第28条の2第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める。

第2条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第6節 めいぼう（第17条～第19条）

第7節 三田福祉ホーム（第20条～第22条の3）」

を

「第6節 三田福祉ホーム（第17条～第22条の3）」

に、「第8節」を「第7節」に、「第9節」を「第8節」に、「第10節」を「第9節」に、「第11節」を「第10節」に、「第12節」を「第11節」に、

「第2節 診療所（第26条～第27条の3）

第3節 社会参加支援センター（第27条の4～第27条の7）

第4節 生活訓練支援センター（第27条の8～第28条）

第5節 社会復帰訓練所（第28条の2～第28条の11）」

を

「第2節 社会復帰訓練所（第26条～第28条の8）」

に、「百合丘障害者センター」を「障害者センター」に、「百合丘日中活動センター」を「日中活動センター」に、「百合丘地域生活支援センター」を「地域生活支援センター」に改める。

第3条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同条第4項の表を次のように改める。

名 称	施 設
-----	-----

川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 井田障害者センター (2) 井田日中活動センター (3) 井田地域生活支援センター
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 百合丘障害者センター (2) 百合丘日中活動センター (3) 百合丘地域生活支援センター

第2章第6節を削る。

第2章第7節中第20条を第17条とし、第21条を第18条とし、第21条の2を第19条とし、第21条の3を第20条とし、第21条の4を第21条とする。

第2章中第7節を第6節とし、第8節から第12節までを1節ずつ繰り上げる。

第3章中第2節から第4節までを削る。

第3章第5節中第28条の2を第26条とし、第28条の3を第27条とし、第28条の4を第28条とし、第28条の5を第28条の2とし、第28条の6を第28条の3とし、第28条の7を第28条の4とする。

第28条の8第1号中「第28条の2第1号」を「第26条第1号」に改め、同条を第28条の5とし、第28条の9を第28条の6とし、第28条の10を第28条の7とし、第28条の11を第28条の8とする。

第3章第5節を同章第2節とする。

「第2節 百合丘障害者センター」を「第2節 障害者センター」に改める。

第30条中「百合丘障害者センター」を「井田障害者センター及び百合丘障害者センター(第34条及び第35条において「障害者センター」という。)」に改める。

第31条第1項、第32条及び第33条中「百合丘障害者センター」を「井田障害者センター又は百合丘障害者センター」に改める。

第34条中「百合丘障害者センター」を「障害者センター」に改める。

第35条各号列記以外の部分中「百合丘障害者センター」を「障害者センター」に改め、同条第2号中「百合丘障害者センター」を「井田障害者センター又は百合丘障害者センター」に改める。

第36条中「百合丘障害者センター」を「井田障害者センター又は百合丘障害者センター」に改める。

「第3節 百合丘日中活動センター」を「第3節 日中活動センター」に改める。

第37条中「百合丘日中活動センター（以下「百合丘活動センター」を「井田日中活動センター（以下「井田活動センター」という。）及び百合丘日中活動センター（以下「百合丘活動センター」という。）（以下「活動センター」に改める。

第38条第1項、第39条及び第40条中「百合丘活動センター」を「井田活動センター又は百合丘活動センター」に改める。

第41条中「百合丘活動センター」を「活動センター」に改める。

第42条各号列記以外の部分中「百合丘活動センター」を「活動センター」に改め、同条第4号中「百合丘活動センター」を「井田活動センター又は百合丘活動センター」に改める。

第43条第1項中「百合丘活動センター」を「活動センター」に改める。

第45条中「百合丘活動センター」を「井田活動センター又は百合丘活動センター」に改める。

「第4節 百合丘地域生活支援センター」を「第4節 地域生活支援センター」に改める。

第46条中「百合丘地域生活支援センター（以下「百合丘支援センター」を「井田地域生活支援センター（以下「井田支援センター」という。）及び百合丘地域生活支援センター（以下「百合丘支援センター」という。）」（第50条第1項において「支援センター」に改め、同条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 一般相談支援事業に関すること（井田支援センターに限る。）。

第46条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務

第47条第1項、第48条及び第49条中「百合丘支援センター」を「井田支援センター又は百合丘支援センター」に改める。

第50条第1項中「百合丘支援センター」を「支援センター」に改め、同条第2項中「第46条第1号及び第2号」を「第46条第2号及び第3号」に改め、「（以下「生活支援事業」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 井田支援センターにおける第46条第4号に掲げる業務の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

第51条中「生活支援事業」を「第46条第1号から第3号までに掲げる業務（以下「生活支援事業」という。）」に改め、同条第3号中「百合丘支援センター」を「井田支援センター又は百合丘支援センター」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域相談支援給付決定障害者（井田支援センターに限る。）

第52条中「第46条第3号」を「第46条第4号」に、「百合丘支援セ

ンター」を「井田支援センター又は百合丘支援センター」に改める。

第53条第3項中「第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

井田支援センターにおいて指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

第55条中「及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第57条中「百合丘支援センター」を「井田支援センター又は百合丘支援センター」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第46条、第54条関係）

交流促進事業施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	全 日	
		9時～12時	1時～5時	9時～5時	
井田 支援 セン ター 会議 室	区画しない場合		3,000円	3,900円	6,900円
	区 画 す る 場 合	会議室1	1,000円	1,300円	2,300円
		会議室2	1,000円	1,300円	2,300円
		会議室3	1,000円	1,300円	2,300円

種 別		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時	
百合 丘支 援セ ンタ ー会 議室	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円	
	区 画 す る 場 合	会議室 1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		会議室 2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		会議室 3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条中第31条の改正規定（指定管理者に井田障害者センターの管理を行わせることに係る部分を除く。）、第38条の改正規定（指定管理者に井田日中活動センターの管理を行わせることに係る部分を除く。）及び第47条の改正規定（指定管理者に井田地域生活支援センターの管理を行わせることに係る部分を除く。）は公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

中部リハビリテーションセンターを新設し、当該施設の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金制を導入すること、当該施設の新設に伴い、めいぼう、診療所、社会参加支援センター及び生活訓練支援センターを廃止すること等のため、この条例を制定するものである。